

遺族サポートプラン 中途加入用パンフレット読替表

2022年11月更新時のパンフレットを以下の通り読み替えてください。

※今回のPR期間で加入申込みできるのは「遺族サポートプラン」「遺族サポートプランα」「職場復帰支援プラン」「医療費支援プラン」「医療保障保険」の5つです。

※「総合医療プラン(生保部分・損保部分)」「特定疾病保障保険(主契約)(7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約)」「賠償責任補償付傷害保険「守るくん」」は加入を取扱いできません。当該制度への加入を希望される方は、毎年5月～7月頃に実施の本更新PR時の配付資料をご確認ください。

※制度内容等詳細については、パンフレットをご参照ください。

該当ページ	制度名	意向確認(お手続き前にご確認ください)
5～10ページ	<p>・遺族サポートプラン(年金払特約付半年払保険料併用特約付子ども特約付新・団体定期保険【生命保険】)</p> <p>・遺族サポートプランα (年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】)</p> <p>・職場復帰支援プラン (特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】)</p>	<p>＜意向確認【ご加入前のご確認】＞</p> <p>ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入)ください。</p> <p>意向確認【ご加入前のご確認】</p> <p>遺族サポートプランαは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。</p> <p>意向確認【ご加入前のご確認】</p> <p>職場復帰支援プランは、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。給付金のお支払いに関する約款規定については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。</p>

該当ページ	項目	更新パンフレット記載内容	読替内容
表紙	申込締切日 責任開始期(加入日)	2022年 7月15日(金) 2022年11月 1日(火)	2023年 1月27日(金) 2023年 5月 1日(月)
表紙	本制度の特長	●配当金で実質負担を軽減 年に1回、収支計算を行い、剰余金は配当金として還付します。	●配当金で実質負担を軽減 年に1回、収支計算を行い、剰余金は配当金として還付します。 (ただし今回は2023年5月1日から2023年10月31日までの6ヵ月で収支計算を行います。)
1～4ページ	制度名	遺族サポートプラン 遺族サポートプランα 職場復帰支援プラン 医療費支援プラン 医療保障保険 総合医療プラン 特定疾病保障保険(主契約) 7大疾病保障特約 がん・上皮内新生物保障特約 賠償責任補償付傷害保険「守るくん」	遺族サポートプラン 遺族サポートプランα 職場復帰支援プラン 医療費支援プラン 医療保障保険 ※上記以外の制度への中途加入はお取り扱いできません。
1ページ	配当金	(※2)1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返りする仕組みになっています。(収支状況によっては配当率が0%となることもあります。)	(※2)1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返りする仕組みになっています。(ただし今回は2023年5月1日から2023年10月31日までの6ヵ月で収支計算を行います。)(収支状況によっては配当率が0%となることもあります。)
3ページ	配当金	◎配当金があります。(1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合)	◎配当金があります。(1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合)(ただし今回は2023年5月1日から2023年10月31日までの6ヵ月で収支計算を行います。)
8ページ	②主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)や保険料 ◎保険料【控除方法】	・月額保険料は、毎月の給与から控除します。(ただし初回の月額保険料は10月分給与から控除します。)	・月額保険料は、毎月の給与から控除します。(ただし初回の月額保険料は2023年4月分給与から控除します。)

該当ページ	項目	更新パンフレット記載内容	読替内容
17・23・27・31・35ページ	保険期間	【保険期間】2022年11月1日(火)～2023年10月31日(火)	【保険期間】2023年5月1日(月)～2023年10月31日(火)
17・23・27・35ページ	保障内容等(契約概要部分)	●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。	●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金として還付いたします。(ただし今回は2023年5月1日から2023年10月31日までの6ヵ月で収支計算を行います。)
17ページ	◎保障額 組合員本人 加入コース 〈加入取扱いに関する ご注意〉	5・1・2・3・4 ・配偶者および子ども特約の保険料は月払のみです。ボーナス給付は本人のみの取扱いとなります。 ・半年単位の契約応当日から、次のボーナス払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、そのボーナス払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分およびボーナス払保険部分の保険金をお支払いします。	5・1・2・3・4については中途加入の取扱いはありません。 ・ボーナス給付については中途加入では取扱いはありません。
18ページ	保険料	・記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。	・記載の保険料は、正規保険料です。
20ページ	保険期間	●1年間(2022年11月1日～2023年10月31日)で以後毎年更新します。	●6ヵ月間(2023年5月1日～2023年10月31日)で、以後毎年更新します。
20ページ	保険料の払込	●月額保険料は、毎月の給与から控除します。(ただし初回の月額保険料は10月分給与から控除します。) ●ボーナス払保険料は、年2回の賞与(12月と6月)より控除します。(初回のボーナス払保険料は12月分賞与から控除します。)	●月額保険料は、毎月の給与から控除します。(ただし初回の月額保険料は2023年4月分給与から控除します。) ●ボーナス給付について中途加入では取扱いはありません。

該当ページ	項目	更新パンフレット記載内容	読替内容
20ページ	配当金	<p>●この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。</p>	<p>●この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(ただし今回は2023年5月1日から2023年10月31日までの6ヵ月で収支計算を行います。)</p>
20ページ	申込方法	<p>所定の申込書に必要事項を記入・押印の上、ご提出ください。 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。</p>	<p>所定の申込書に必要事項を記入・押印の上、ご提出ください。</p>
23ページ	保障内容等(契約概要部分)・保険料	<p>・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。 また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。</p>	<p>・記載の保険料は、正規保険料です。</p>
28・32・36ページ	保険料	<p>・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。 また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。</p>	<p>・記載の保険料は、正規保険料です。</p>

該当ページ	項目	更新パンフレット記載内容	読替内容
51ページ	先進医療給付金について	<p>●先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。</p> <p>●先進医療の技術に係る費用には、次の費用などは含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診察・投薬・入院等、公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用 ・ 先進医療以外の評価療養のための費用 ・ 選定療養のための費用 ・ 食事療養のための費用 ・ 生活療養のための費用 <p>●治療を受けた時点で、次の1～3全てに該当していない場合はお支払対象となりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」 2. その医療技術ごとの「適応症」 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療 <p>上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。</p> <p>●医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。</p>	<p>●先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。</p> <p>●先進医療の技術に係る費用とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ・ 先進医療以外の評価療養のための費用 ・ 選定療養のための費用 ・ 食事療養のための費用 ・ 生活療養のための費用 <p>●治療を受けた時点で、次の1～3全てに該当していない場合はお支払対象となりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」 2. その医療技術ごとの「適応症」 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療 <p>上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。</p> <p>●医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。</p>
裏表紙	お申込み方法	<p>所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。</p> <p>既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取扱います。</p>	<p>所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。</p>

【ご注意いただく点】

●中途加入日(2023年5月1日)の時点で、島根県市町村職員共済組合の組合員(再任用職員(共済組合員の方に限ります)含む)でない場合、もしくはご退職された場合は、遺族サポートプラン各制度への加入はできませんのでご注意ください。

●「遺族サポートプラン」、「遺族サポートプランα」、「職場復帰支援プラン」、「医療費支援プラン」、「医療保障保険」にすでにご加入されている方(配偶者・子どもを含みます)は、コース(保険金額・給付金額)の変更はできません。

(例)「医療保障保険」を月額5,000円コースから月額8,000円コースへの変更はできません。

●「遺族サポートプラン」、「遺族サポートプランα」、「医療費支援プラン」、「医療保障保険」はすでに本人がご加入されている場合は、今回、配偶者・子どもの追加加入はできません。ただし、上記制度について未加入者である本人と配偶者・子どもが同時加入することはできます。

(例)「医療保障保険」加入者が配偶者・子どもを追加することはできません。

「医療保障保険」未加入の本人が配偶者・子どもと同時加入することはできます。

MY-A-23-団-000678 MY-A-23-団-000679 MY-A-23-医-000680 MY-A-23-団医-000681 MY-A-23-DI-000682